

岩手県告示第148号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士に対する処分をした。

平成28年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成27年12月14日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
 - (1) 氏名 菅原 良寿
 - (2) 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
 - (3) 登録番号 第4911号
- 3 処分の内容 免許の取消し
- 4 処分の原因となった事実 北上市内の建築物11件について、小松組建築設計事務所（岩手県知事登録(い)第3258号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組等に関する基準に適合しない設計）を行った。